日本政策金融公庫による海外展開支援

② 金融による支援措置

➢ 地域経済牽引事業に資する海外事業展開（海外子会社の資金調達）について、
日本政策金融公庫（公庫）から、以下の支援を受けることができます。

① 公庫が現地金融機関からの借入に対して信用状を発行します。（スタンドバイ・クレジット）

② 公庫が海外子会社に直接貸付けを行います。（クロスボーダーローン）

① スタンドバイ・クレジット

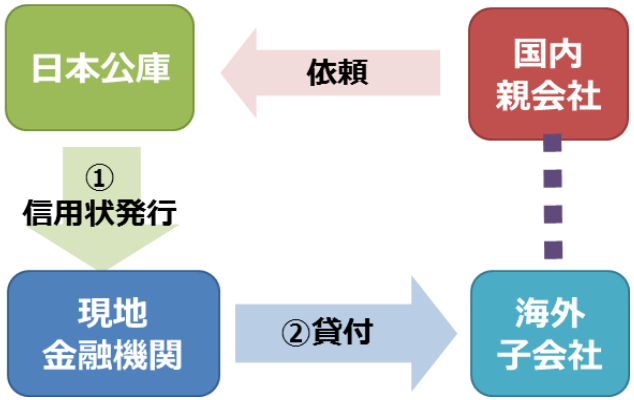

（※）国内親会社と海外子会社の関係には、一定の要件があります。
（国内親会社からの出資比率が50%以上等）

② クロスボーダーローン

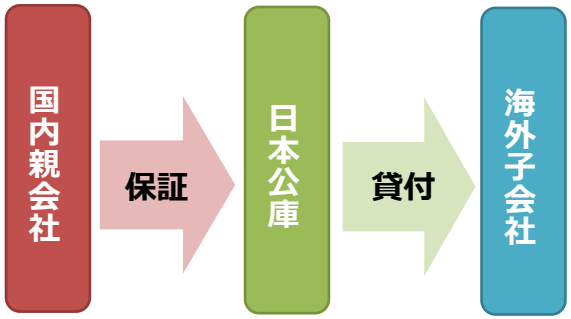

貸付対象国・地域	タイ、ベトナム、香港
貸付限度額	別枠14.4億円 ※ 海外子会社１社当たり
貸付利率	４億円を限度額として特別利率③
貸付期間	設備資金20年以内（米ドルの場合は15年以内） 運転資金７年以内

（※）対象となる海外子会社には、一定の要件があります。
（国内親会社からの出資比率が50%以上等）